

働き方改革関連法の情報（令和2年1月27日）

中小企業においても、令和2年4月から『原則月45時間、1年360時間を超えた時間外労働をさせてはいけない。』とする時間外労働の上限規制が適用されます。

詳しくは「[栃木労働局>中小企業のみなさま！令和2年4月から法律で時間外労働の上限規制が適用されます](#)」を検索してください。

また、同じく令和2年4月から雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的に『同一労働同一賃金』制度が適用されます。（中小企業は令和3年4月から）

詳しくは「[同一労働同一賃金](#)」を検索してください。

加えて、厚生労働省ではWebで労働条件に関する法律をクイズや漫画を通じて学習できる『[確かめよう、労働条件！](#)』、事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイトである『[スタートアップ労働条件](#)』などサイトを開設していますのでご活用ください。